

まちなかにぎわい創出事業に伴う「駅前地下歩道」の貸出について

1 使用できる行為等

まちなかのにぎわいを創出するための事業で以下の行為

- (1) マルシェ、物販等不特定多数の者の買い物等の用に供すること。
- (2) コンサート、パフォーマンス等不特定多数のものに興行をすること。
- (3) 展示会、イベントその他これらに類する催しを行うこと。

※通常の営業活動（店舗を構える等）での利用はできません。

2 使用時間及び期間

- (1) 使用時間は、午前10時から午後7時まで
- (2) 使用期間は1回の申請で最長2週間、連続4週間以内

3 禁止行為

次に掲げる行為は禁止するとともに、イベントなどの実施中に当該行為が確認された場合、ただちに使用を中止できるものとする。

- (1) 地下道の施設、備品等を汚損し、損傷し、又は亡失すること。
- (2) 他人に危害を及ぼし、もしくは他人に迷惑となる行為（騒音含む）をし、又はこれらの恐れのある物品もしくは動物の類を携帯すること。
- (3) 火気類（プロパンガス、カセットコンロ、発動発電機等）を使用すること。
- (4) 火災、爆発その他の危険を生ずるおそれのある行為をすること。
- (5) 非常時における避難の際に支障となる囲いなどの物品を設置すること。
- (6) ごみ、空き缶その他汚物を捨てること。
- (7) 特定事業者の営利活動のために使用するイベント等。
- (8) 申請の一部もしくは全部を転貸又は譲渡する行為。
- (9) 宗教、政治活動とその他個人及び特定の団体等の主張、主張を広く訴える行為。
- (10) その他、地下道の利用及び管理に支障がある行為。
- (11) 申請者が暴力団（関係企業）、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成でないこと。

4 使用の制限

次の事項に該当する場合は、使用の申請を不許可といたします。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認める場合。
- (2) 地下歩道の施設、備品等を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあると認める場合。
- (3) コンサート、パフォーマンス等の興行時に、通行人の支障になると認められる場合。
- (4) その他、地下歩道の管理に支障を及ぼすおそれがあると認める場合。
- (5) 国・県又は市が定める公衆衛生上の指針又は要請に従わないと認められる場合。

5 申込方法

- (1) 駅前地下歩道の使用にあたっては、「使用の流れ」を確認すること。
※福島警察署へ事前相談のうえ、道路使用許可（有料）の手続きが必要で
- (2) 申込みの際は、イベント概要・安全対策等が確認できる資料を提出すること。

○○○ 使用の流れ ●○○

(1) 福島市街なか交流館へ希望する日時の事前確認 (仮予約) ※電話でも可能

- ・希望する日時の空き状況等について事前確認

(2) 福島警察署へ事前相談 (約1ヶ月前まで) および道路使用許可の手続き (約2週間前まで)

- ・福島警察署 (交通課) へ事前相談のうえ、道路使用許可の手続き (有料: 福島県収入証紙代)
- ・イベント概要、安全対策等が確認できる資料を提出

※内容によっては許可できない場合があります。広報する前に事前相談等を済ませてください。

(3) 道路使用許可証の発行

- ・福島警察署から発行される道路使用許可証を受領

(4) 福島市街なか交流館へ使用申込書を提出 (本予約) ※メールまたはFAXでも可能

- ・使用申込書、内容が分かるもの (イベント概要、安全対策等)、道路使用許可証の写しを提出

(5) イベント実施

- ・期間中は必ず「道路使用許可証」を携帯すること
- ・イベント参加者以外の通路を確保すること

(6) イベント終了後

- ・使用前の状態に戻して係員 (街なか交流館) の点検を受けること
- ・ごみは使用者責任で持ち帰ること

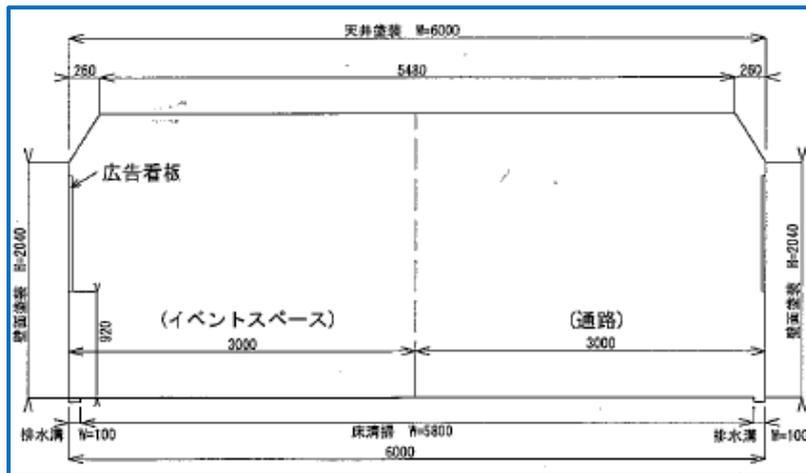
※設備の破損、床などの汚損等がある場合、現状回復に要する費用をご負担いただきます

○○○ 参考情報 ●○○

(1) 場所: 福島市栄町地内 (市道栄町1号線)

(2) 寸法: 以下のとおり

<縦断面>



<横断面>

